

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）の一部を改正する法律
の成立について

平成 11 年 6 月 15 日
科 学 技 術 庁

賠償措置額の引き上げ、使用済燃料の中間貯蔵に係る原子力損害を賠償の対象に加えること等を内容とする原賠法の一部を改正する法律については、2月5日に国会に提出されて以降、衆議院科学技術委員会、衆議院本会議、参議院経済・産業委員会における審議を経て、4月28日の参議院本会議において、全会一致により原案どおり可決され、成立した。

同法律は、所要の手続きを経た上で、5月10日に公布され、現在、平成12年1月1日の施行に向けて政令を準備中である。

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案」
の国会における審議結果について

平成11年2月 5日 ・国会提出

【衆議院】

- 3月11日 ・科学技術委員会 提案理由説明
- 3月12日 ・科学技術委員会 法案審議
- 3月16日 ・科学技術委員会 法案審議／採決

- 3月17日 ・本会議 採決
可決（全会一致）、参議院送付

【参議院】

- 4月20日 ・経済産業委員会 提案理由説明
- 4月27日 ・経済産業委員会 法案審議／採決

- 4月28日 ・本会議 採決
可決（全会一致）、成立

平成11年5月10日公布（法律第37号）